

貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制)

申請者名:

(注)適否欄、該当なしは「—」を記入

審査担当者 :

審査日: 年 月 日

適否	審査内容
貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第3項第14号)	
内部管理態勢の具体的な方針(監督指針I-1(1))	<p><input type="checkbox"/> 内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つと位置付けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門が顧客対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う規定が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部監査の目的を適切に設定しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部監査の結果について改善策を策定・実施する規定が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことを決定した基本方針を社内外に宣言するとともに、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部監査部門は被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢が定められているか。</p> <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 一定期的(月1回以上)に貸金業に関する業務の自己検証を行い、不備事項について改善を実施することとなっているか。また、その検証結果を記録し、保存する態勢となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢が定められているか。</p>
コンプライアンスに係る基本的な方針等(監督指針I-2-1(1))	<p><input type="checkbox"/> コンプライアンスに係る基本的な方針が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 行動規範(倫理規程、コンプライアンス・マニュアル)が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令等遵守の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 業績評価や人事考課等において収益目標に偏重することなく、コンプライアンスを重視することが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 貸金業務取扱主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップについての手続きが定められているか。</p>
顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則(監督指針I-2-2(1))	<p><input type="checkbox"/> 顧客等に関する情報管理の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立等を具体的に定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報の当該貸金業者以外の者への伝達に係る取扱基準を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定役職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生の防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じることとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うこととしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。 <ul style="list-style-type: none"> (安全管理について必要かつ適切な措置) <ul style="list-style-type: none"> イ. 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針I及び別添2の規定に基づく措置 (役職員の監督について必要かつ適切な措置) <ul style="list-style-type: none"> ハ. 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置 ニ. 実務指針IIの規定に基づく措置 </p> <p><input type="checkbox"/> 個人である資金需要者等のセンシティブ情報を保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード情報等について利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。 ・ 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。 ・ 独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は隨時に内部監査を行っているか。 </p> <p><input type="checkbox"/> 法人関係情報については、以下の措置が講じられているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。 ・ 法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。 </p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門等による実効性確保のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客等に関する情報管理について、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 ・ 当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、顧客等に関する情報管理の実効性が確保されているか。 </p> <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 一顧客等に関する情報管理について自己検証を行い、適切な顧客等に関する情報管理に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。</p>

適否	審査内容
	外部委託に関する社内規則(監督指針I-2-3(1)) <p><input type="checkbox"/> 外部委託の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 委託先の法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど適切な措置をとる態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託が行われても、資金需要者に対しては、当該貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなるような措置が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、貸金業者は顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための措置が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 二段階以上の再委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認するとともに、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して貸金業者自身による直接の監督を行うこととしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡態勢を設けるなど適切な苦情相談態勢が定められているか。</p>
	システムリスク管理に関する社内規則等(監督指針I-2-4(1)) <p><input type="checkbox"/> 全社的なシステムリスク管理の基本方針が策定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム障害等の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムを統括管理する役員を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム障害等発生の危機時において、とるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムリスク管理部門は、システムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 新商品の導入時や商品内容の変更時には、ユーザー部門とシステムリスク管理部門が連携する態勢となっているか。また、システムリスク管理部門はシステム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報資産を適切に管理するため、情報セキュリティ管理態勢を整備し、PDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で情報を管理しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 紹介的に洗い出した資金需要者等の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施した上で、それぞれに応じた情報管理ルールの策定、情報漏えい等を防止する仕組みの導入等を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 機密情報について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> データが毀損した場合に備えた措置を取っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定信用情報機関に提供する個人信用情報の正確性を確保するための方策を取っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、組織体制の整備や社内規程の策定等、必要な態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバー攻撃に備え、入口・内部・出口といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合、取引のリスク及び業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っていているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム部門から独立した内部監査部門又は外部監査人が、定期的にシステム監査を行うこととしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム監査の結果は、適切に経営陣に報告されることとなっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託先(システム子会社を含む。)の選定基準等を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続等を定めた上、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を契約書等に明記しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムに係る外部委託業務(二段階以上の委託を含む。)について、リスク管理が適切に行われる体制が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム間連事業を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて適切なリスク管理を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託した業務(二段階以上の委託を含む。)について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 受払等業務委託先について、システムに係る外部委託先に準じた適切な管理を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> コンテンジエンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> コンテンジエンシープランに基づく訓練を定期的に実施することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 貸金業務への影響が大きい重要なシステムについては、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム障害等発生時の資金需要者等への利用者対応について定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 現金自動設備に係るシステムのセキュリティ・レベルを維持・向上するために適切な対策を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 現金自動設備の利用に伴う様々なリスクについて、資金需要者等に対する十分な説明態勢が整備されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム統合リスクの顕在化を防止するため、実効性のあるプロジェクト管理態勢が構築されているか。</p>

適否	審査内容
取引時確認に関する社内規則(監督指針I-2-5(1)イ)	<p><input type="checkbox"/> 取引時確認の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資金需要者等から取得した取引時確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資金需要者等の取引時確認に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。</p>
疑わしい取引の届出に関する社内規則(監督指針I-2-5(1)ロ)	<p><input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した取引時確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 疑わしい取引の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引時確認の調査と疑わしい取引の届出の判断を一体的、一元的に行うよう社内体制等が定められているか。</p>
反社会的勢力による被害の防止に関する社内規則等(監督指針I-2-6(1))	<p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係の遮断について、経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢を構築しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、経営陣の適切な指示・関与のもと、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。また、取引解消にあたっては、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力からの不当要求があった場合、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行い、積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。</p>
苦情等への対処に関する社内規則(監督指針I-2-7-1(1))	<p><input type="checkbox"/> 苦情対応の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令及び協会の自主規制規則を踏まえ、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資金需要者等の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 役職員が社内規則等に基づき、苦情等への対処を適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資金需要者等からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則等の営業所等に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等への対処に關し、適切に担当者を配置しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資金需要者等からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行なう態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、資金需要者等の利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、資金需要者等の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ資金需要者等から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り資金需要者等の理解と納得を得て解決することを目指しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等を申し出した資金需要者等に対し、申出時から処理後まで、資金需要者等の特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明を必要に応じて行う態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等の内容や資金需要者等の要望等に応じ、資金需要者等に対して適切な外部機関等(金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。)を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。</p>

適否	審査内容	
<input type="checkbox"/>	外部機関等(金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。)において苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、当該手続の他方当事者である資金需要者等に対し、必要に応じ、適切な対応を行う態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	類型化した苦情等及びその対処結果等が内部管理部門や営業所等に報告されると共に、重要案件と認められた場合、速やかに内部監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	苦情等の内容について、適切かつ正確に記録・保存をするとともに、記録・保存された苦情等に関する分析を行うことによって、資金需要者等対応・事務処理についての態勢の改善に継続的に役立てるとともに、苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に継続的に活用する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	迅速な苦情等解決を図るべく、外部機関等(金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。)に対し適切に協力する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	利息制限法に定める制限利率を超える利息・賠償額の支払が約定された債権について、債務者等又は債務者等であった者から、当該制限利率に基づく引き直し計算による債権の減額又は制限利率を超える利息・賠償額の返還を求められた場合に、当該相手方の法律的知識に十分配慮した上で、可能な限り誠実な対応に努める態勢が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	内部管理部門等による実効性確保のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情等対処に関して、内部管理部門等における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 ・ 当該検証等の結果に基づき、実施方法等の見直しを行うなど、苦情等対処機能の実効性が確保されているか。 ・ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置講じることの判断及び苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢が整備されているか。 	
【自己検証を行う貸金業者の場合】 →苦情等への対処について自己検証を行い、適切な苦情等への対処に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。		
金融ADR制度への対応に関する社内規則(監督指針I-2-7-2)		
(指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合)		
<input type="checkbox"/>	金融ADR制度への対応の責任部署が明確化されているか。	
<input type="checkbox"/>	指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。	
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効中断効等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となつた部署のみが安いに判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由(正当な理由)について説明する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を内部管理部門等が事後検証する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程(法第41条の44 第1項で規定する「業務規程」を指す。)等を踏まえ速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。	
(指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在しない場合)		
<input type="checkbox"/>	金融ADR制度への対応の責任部署が明確化されているか。	
<input type="checkbox"/>	自らが営む貸金業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている各事項のうち一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。	
<input type="checkbox"/>	苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(施行規則第10条の6の2第1項第5号、同条第2項第4号に規定する法人をいう。)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。	
<input type="checkbox"/>	外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、資金需要者等の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。	
<input type="checkbox"/>	苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。	
貸金業者自身で態勢整備を行う場合		
<input type="checkbox"/>	消費生活専門相談員等による役職員への助言・指導態勢を整備する場合 <ul style="list-style-type: none"> 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する役職員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。 	
貸金業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合		
<input type="checkbox"/>	苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う態勢を整備している	
<input type="checkbox"/>	苦情の申出先を資金需要者等に適切に周知するとともに、苦情処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。	
外部機関を利用する場合		
<input type="checkbox"/>	苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、資金需要者等に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として貸金業者が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を資金需要者等に紹介する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。	

適否	審査内容	
<input type="checkbox"/>	苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案(以下、「解決案」という。)が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を内部管理部門等が事後検証する態勢を整備しているか。	
<input type="checkbox"/>	解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。	
不祥事件に関する社内規則(監督指針I-2-8(1))		
<input type="checkbox"/>	不祥事件対応の責任部署が明確化されているか。	
<input type="checkbox"/>	不祥事件が発覚した場合の対応が定められているか。	
貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針I-2-9(1))		
<input type="checkbox"/>	貸金業務取扱主任者の責任部署が明確化されているか。	
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者を適正に設置することが定められているか。	
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者の果たすべき役割、その権限などが定められているか。	
<input type="checkbox"/>	主任者を、法令及び社内規則等に則って営業所等ごとに適正に設置するための態勢が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	社内規則等に則り、主任者の役割等を適正に確保するための態勢が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	例えば、苦情の申出に対し、内容を確認し、当該苦情に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行う態勢が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	内部管理部門等による実効性確保のための措置 ・主任者の適正な設置や主任者の果たすべき役割、その権限に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、主任者の適正な設置や主任者の果たすべき役割、その権限について実効性が確保されているか。	
【自己検証を行う貸金業者の場合】 →主任者の役割や権限について自己検証を行い、主任者の果たすべき役割、その権限について実効性を担保するための態勢が定められているか。		
禁止行為等に関する社内規則(監督指針I-2-10(1))		
<input type="checkbox"/>	禁止行為等の責任部署が明確化されているか。	
<input type="checkbox"/>	禁止行為について少なくとも次の行為が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	資金需要者等から契約内容について問い合わせがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること。	
<input type="checkbox"/>	資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること。	
<input type="checkbox"/>	契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと ①白地委任状及びこれに類する書面を徴求すること ②白地手形及び白地小切手を徴求すること ③印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること ④貸付金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること ⑤クレジットカードを担保として徴求すること ⑥資金需要者等に対し借入申込書等に年収等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること	
<input type="checkbox"/>	人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求すること。	
<input type="checkbox"/>	顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。	
<input type="checkbox"/>	貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振り込みを行うよう要求すること。	
<input type="checkbox"/>	資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら契約を締結すること。	
<input type="checkbox"/>	資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。 ①資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。 ②今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。 ③貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。	
<input type="checkbox"/>	確定判決において消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約を(消費者契約に限る。)締結すること。	
契約に係る説明に関する社内規則(監督指針I-2-11(1))		
<input type="checkbox"/>	契約に係る説明の責任部署が明確化されているか。	
<input type="checkbox"/>	資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、具体的かつ客観的な基準を定められているか。	
<input type="checkbox"/>	貸付けの契約に係る説明を行った際の状況を事後検証する措置が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	勧誘状況及び過去の取引状況等、特に被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思表示の有無について、記録を残す態勢が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	再勧誘の希望の有無・商品の範囲について、記録を残すことが定められているか。	
<input type="checkbox"/>	契約内容を口頭で十分な説明を行うことが定められているか。	
<input type="checkbox"/>	口頭で十分な説明ができない場合は、電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が定められているか。	
<input type="checkbox"/>	インターネットを通じて貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等が貸金業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする方法等で、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置を講じることが定められているか。	

適否	審査内容	
<input type="checkbox"/> 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報をお的確に提供し、特に以下の点に留意した内容を定めているか。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保証人になろうとする者に対して十分な説明を行うこと。 <input type="checkbox"/> 経営に実質的に関与していない第三者と保証契約を締結する場合には、契約締結後、法第19条の2の規定に基づき、主債務者の弁済状況について貸金業者が保存する帳簿により確認できること。 <input type="checkbox"/> 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて隨時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。 <input type="checkbox"/> 経営者等と保証契約を締結する場合、経営者保証に関するガイドラインに基づき、主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこと。 <input type="checkbox"/> 物的担保提供者に対して十分な説明を行うこと。 <input type="checkbox"/> いわゆる「おまとめローン」締結の際に、十分な説明を行うこと。 <input type="checkbox"/> 重要なもののとして内閣府令で定めるものを変更する場合その他債務者等にとって不利となる契約の見直しを行う場合、契約の変更箇所について説明を行うとともに、債務者等の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合、可能な範囲で謝絶の理由等についても説明する態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 経営者等から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合、経営者保証に関するガイドラインに基づき、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行う態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 延滞債権の回収(担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。)、企業再生手続(法的整理・私的整理)及び債務者等の個人再生手続等の場合、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 延滞債権の回収(担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。)、企業再生手続(法的整理・私的整理)及び債務者等の個人再生手続等の場合、手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明する態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 経営者保証における保証債務の履行に際しては、経営者保証に関するガイドラインに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力等を総合的に勘案して決定する態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 内部管理部門等による実効性確保のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの契約に係る説明に関して、内部管理部門における当該説明を行った際の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等により、その実施状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、実施方法の見直しを行うなど、貸付けの契約に係る説明の実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →契約に係る説明について自己検証を行い、適切な契約に係る説明について実効性を担保するための態勢が定められているか。</p>		
利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針I-2-12)	<input type="checkbox"/> 利息、保証料等にかかる制限等の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 法令及び、協会の自主規制規則等を踏まえ、利息、保証料等に係る制限等が具体的に定められているか。 <input type="checkbox"/> 貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約の内容の確認等を行う態勢を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 法第12条の8第2項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。 <input type="checkbox"/> 法第12条の8第2項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第3条の2の2に規定する「利息とみなされない費用」及び第3条の2の3に規定する「利用料」は、実費相当額(法令上の上限がある場合にはその範囲内)となっているか。 <input type="checkbox"/> 債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として當む者と締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。 <input type="checkbox"/> 同一の債務者に追加的に貸付けを行うに当たっては、債務者の自社貸付残高に応じて利息制限法の上限利率が変化することを踏まえ、利率の決定を行っているか。 <input type="checkbox"/> 保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料にかかる契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。また、確認に関する記録を作成、保存しているか。 <input type="checkbox"/> 施行規則第10条の13に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> 保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第10条の14に規定するものであるときは、当該根保証契約を締結しない措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> 金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> 内部管理部門等による実効性確保のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・利息、保証料等に係る契約の締結等に関する、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等その実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →利息、保証料等に係る制限等について自己検証を行い、適正な契約締結、受領、要求に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。</p>	

適否	審査内容
	過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針I-2-13) <p><input type="checkbox"/> 過剰貸付けの禁止の責任部署が明確化されているか。</p>
	返済能力調査に関する社内規則(監督指針I-2-13-1(1)) <p>(共通事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 法令及び協会の自主規制規則を踏まえ、返済能力調査のための社内体制や方法等を具体的に定めているか。(例えば以下の点に留意する。)</p> <p><input type="checkbox"/> 顧客の属性を十分に調査・把握する手続を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入の意思を確認する手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 物的担保を徴求する場合、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを確認する手続が定められているか。また、担保権が実行された場合の、物的担保提供者の具体的な認識を確認する手続が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 保証を付した貸付けに係る契約を締結する場合、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを調査する手続が定められているか。また、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認する手続が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 顧客等の返済能力の調査に関する記録について、顧客ごとに、適時・適切な作成・保存がなされているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門等による実効性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済能力調査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、返済能力調査の実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】</p> <p>→返済能力調査について自己検証を行い、返済能力調査の実効性を担保するための態勢が定められているか。</p> <p>(個人向貸付けの調査に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 個人である顧客等との間で、貸付けの契約を締結しようとする場合又は極度方式基本契約の極度額を増額しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、返済能力調査を行うことを定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合に、途上与信を適時適切に行うことを定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 法第13条第3項本文各号のいずれか又は、法第13条の3第3項本文に該当することを確認した場合には、当該個人顧客から当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を適時・適切に受けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 途上与信に関する記録について、法令に則り、また、必要に応じて、顧客ごとに適時・適切な作成・保存がなされているか。</p>
	貸付審査に関する社内規則(監督指針I-2-13-2(1)) <p>(共通事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、貸付け審査のための社内体制や客観的かつ具体的な貸付基準を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営者等と保証契約を締結する場合において、経営者保証に関するガイドラインに基づき、適切な保証金額の設定を行うことが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 貸付基準に則り、貸付審査を的確に実施する態勢が定められているか。(例えば以下の点に留意する。)</p> <p><input type="checkbox"/> 保証の履行や担保権の実行を主な回収手段とする貸付契約の締結を防止する措置が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 保証人及び物的担保提供者の適格性審査について、明確な審査基準が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 顧客に係る信用情報の照会が指定信用情報機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借り回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなどの態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門等による実効性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付審査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、必要に応じて貸付審査基準の見直しを行うなど、貸付審査の実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】</p> <p>→貸付審査について自己検証を行い、適正な貸付審査に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。</p> <p>(個人向貸付の貸付審査に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 個人顧客の基準額及び当該個人顧客に係る個人顧客合算額又は極度方式個人顧客合算額の算定方法が明確に定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記基準額の超過により、個人過剰貸付契約又は基準額超過極度方式基本契約に該当する場合の対処方法が明記されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 極度方式貸付に係る貸付の返済を口座引き落としにより受けている場合には、返済(引落)の事実を確認する前に追加貸付けを行うことにより、総量規制を上回る貸付を行うこととならないように措置を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 除外貸付及び例外貸付について、その要件の該当性を適切に検討・判断することが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 除外貸付に該当する契約を締結した場合における施行規則第10条の21第2項に掲げる書類等について、法令に則り、適切に保存することが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者貸付契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として、貸付に係る契約を締結する場合又は極度方式基本契約を締結している場合において、規則第10条の23第3項に定める要件に該当するかどうか、「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」に該当するかどうかを適切に検討・判断することが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 例外貸付に該当する契約を締結した場合、施行規則第10条の23第2項に掲げる書類等について、法令に則り、適切に保存することが定められているか。</p>

適否	審査内容	
	「経営者保証に関するガイドライン」に関する基本方針等(監督指針I-2-13-3(2)) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 経営陣は、経営者保証に関するガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に發揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、同ガイドラインに示された経営者保証の準則等について、職員への周知徹底を図っているか。 <input type="checkbox"/> 経営者保証に関するガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。 <input type="checkbox"/> 主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。 <input type="checkbox"/> 主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、当該企業の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求める可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢が整備されているか。 <input type="checkbox"/> 保証債務の整理に当たっては、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)と十分連携・協力するよう努めているか。 <input type="checkbox"/> 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、経営者保証に関するガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。 	
	個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針I-2-14(1)) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 個人信用情報の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 指定信用情報機関に加入した際に、加入日前までの貸付けに係る契約に係る個人信用情報を同機関に提供することが定められているか。 <input type="checkbox"/> 貸付けに係る契約を締結したときは、個人信用情報を遅滞なく同機関に提供することが定められているか。 <input type="checkbox"/> 指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときも、遅滞なく変更内容を同機関に提供できる態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 新たに貸付けに係る契約を締結するにあたっては、信用情報の提供等に係る同意を取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が定められているか。(配偶者貸付けにおいても同様。) <input type="checkbox"/> 除外貸付及び例外貸付に係る情報が指定信用情報機関に全て提供されていなければならないことを踏まえ、所要の態勢が整備されているか。 <input type="checkbox"/> 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を、返済能力等調査以外の目的で使用、又は第三者に提供しないよう定められているか。 <ul style="list-style-type: none"> 例えば、途上与信を行うために取得した信用情報を勧誘に二次利用した場合や信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等であっても、返済能力等調査以外の目的による使用に該当することに留意する。 <input type="checkbox"/> 内部管理部門等による実効性確保のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・個人信用情報の提供等に関する、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じその実施状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、個人信用情報の提供等の実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →個人信用情報の提供について自己検証を行い、適切な個人信用情報提供に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。</p>	
	広告に関する社内規則(監督指針I-2-15(1)) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広告の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 不適切な広告を防止するための態勢が定められているか。 <ul style="list-style-type: none"> 貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現 	
	書面の交付に関する社内規則(監督指針I-2-16(1)) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 書面の交付の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 書面の交付義務について定められているか。 <input type="checkbox"/> 内部管理部門等において適正な書面の交付が行われているか検証する態勢が定められているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →適正な書面の交付が行われているかについて自己検証を行う態勢が定められているか。</p> <input type="checkbox"/> 一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面の交付に関する手続きが定められているか。 <ul style="list-style-type: none"> 債務者等からの承諾 電磁的方法により承諾を受けた場合の通知 承諾を撤回したい意思表示があった場合の対応 <input type="checkbox"/> 書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合又は一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面を交付することについて承諾若しくは撤回の意思表示を受ける場合には、債務者等の承諾等があつたことを記録する態勢を定めているか。 	
	帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針I-2-17(1)) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 帳簿の備付け等の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 帳簿の作成及び備付け等に関する態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 債務者以外の者(保証人を含む)から返済金を受領した場合、当該返済者と債務者の関係や当該返済者が返済するに至った経緯等について、交渉経過の記録等に正確に記載し、担当者以外の第三者がその内容を容易に把握できる態勢が定められているか。 <input type="checkbox"/> 内部管理部門において、正確な帳簿の作成及び保存が行われているか検証するための態勢が定められているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →定期的に正確な帳簿の作成及び保存が行われているか自己検証を行う態勢が定められているか。</p> 	

適否	審査内容
帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針I-2-18(1))	<p><input type="checkbox"/> 帳簿の閲覧、謄写の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じる手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧又は謄写に関する問い合わせに対して迅速かつ適切な対応を行う態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 対面以外の方法で契約の締結等を行う貸金業者については、帳簿の閲覧等の請求者が遠隔地に居住するなど来店が困難である場合に際して、帳簿の複写請求や複写物の郵送請求に配慮する手続きを定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の複写や複写物の郵送に係る実費を徴収する場合の当該金額は適正な金額となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門において、帳簿の閲覧等の請求者に対し適切な帳簿の閲覧又は謄写が行われているか検証する態勢が定められているか。</p> <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →帳簿の閲覧等の請求者に対し適切な帳簿の閲覧又は謄写が行われているか自己検証する態勢が定められているか。</p>
取立て行為に関する社内規則(監督指針I-2-19(1))	<p><input type="checkbox"/> 取立て行為の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 取立て督促について客観的な基準及び手順等が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門において、取立て督促の実態を把握し検証する態勢が定められているか。</p> <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →取立て督促について自己検証する態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「人の私生活若しくは業務の平穏を害する言動」について例示がなされているか。</p>
債権譲渡等に関する社内規則(監督指針I-2-20(1))	<p><input type="checkbox"/> 債権譲渡の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 債権譲渡先の選定基準や選定方法が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 譲渡対象債権の選定基準が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 債権譲渡に関する手続きが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 債権譲渡の際の顧客情報の取扱いが定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 譲渡先や譲渡対象債権の選定に当たって、弁護士法や法24条第3項等の規定に抵触しないよう確認することが定められているか。</p>
非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針I-2-21(1))	<p><input type="checkbox"/> 法令等に則り、協会の自主規制等も参考にしつつ、特例措置適用の前提となる各種要件を満たすための社内体制や方法等を具体的に定めているか。</p> <p>(共通事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 非営利特例対象法人である貸金業者が特例措置を受ける場合、貸金業登録(更新登録含む。)を受けた日以降行うすべての貸付けに關し、年7.5%を超える割合による利息の契約をし、又はその貸付けに關し当該割合を超える利息を受領し、若しくはその支払いを要求しない態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 施行規則第5条の6第1項第2項の要件を満たす必要がある場合、特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者支援のための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が定められているか。</p> <p>(登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者については、例えば貸付けの業務に3年以上從事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が定められているか。</p> <p>(特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付けを行う者に対する特例措置の適用に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 自らの行う特定非営利活動貸付けが、特定非営利活動のうちいずれの類型に該当するのかを具体的に規定しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 施行規則第1条の2の4第4項第1号及び第2号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第3号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動貸付けに該当する契約を締結した場合、当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面等を、法令に則り、適切に保存することが定められているか。</p> <p>(特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付けを行うものに対する特例措置の適用に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 生活困窮者に対しアセスメントを行い、生活再建計画を策定する方法、返済期間を通じて生活再建契約の進捗状況、債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた助言又は指導の内容等を具体的に定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活困窮者支援貸付けに係る契約を締結するまでに、相談者がすでに負担している債務の可能な限りの整理に努める態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> アセスメントに際して、返済計画のシミュレーションを行う態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活再建計画の策定にあたっては、現在の生活状況の課題を明確化するとともに、生活再建に向けた改善策を具体的に記載することを定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活再建計画の策定に際し、消費生活アドバイザー等の資格を有し、かつ、借入及び返済に関する相談に応ずる業務に從事した期間が通算一年以上の者又は、これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者を資金需要者と面談させる態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談者に対して貸付けを行おうとする場合に、契約締結前書面を交付し、対面の上で契約の相手方が十分に貸付け条件等を理解できるよう、書面の記載事項を明瞭かつ正確に説明する態勢が定められているか。また、その際、できる限り相談者の親族も同席させているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 返済期間を通じて生活再建計画の進捗状況並びに契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額の定期的な把握及び必要に応じた助言又は指導が行われる態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 返済が滞つたことのみをもって過度の取立てを行うのではなく、原因を分析の上対応する態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活困窮者向け貸付けに該当する契約を締結した場合、当該貸付けが生活困窮者支援のために行われている事実が確認できる書面等並びにアセスメント及び生活再建計画の内容を記載した書面等を、法令に則り、適切に保存する態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門等における実効性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、特例措置適用の前提である各種要件の充足状況について、把握・検証しているか。 ・ 当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適切な業務運営が確保されているか。

適否	審査内容
<input type="checkbox"/>	障害者に対する対応に関する社内規則(監督指針I-2-22) 障害者への対応に当たって、資金需要者等の保護及び利益者利便の観点と合わせ、障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行うとともに、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなど、内部管理体制が整備されているか。
<input type="checkbox"/>	業務の透明性の確保に関する社内規則(監督指針I-3(1)) 業務の透明性の確保の責任部署が明確化されているか。 資金需要者等の利益の保護に影響をもたらすと判断した場合の情報開示の方法等が定められているか。 公表された情報について資金需要者等からの問い合わせに対し十分な説明を行う態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理に関する業務を行う組織の概要等(施行規則第4条第3項第15号)
<input type="checkbox"/>	法令を遵守するための管理態勢を記載した貸金業の業務に関する組織図 当該貸金業者について、内部管理部門、内部監査部門の担当部署、責任者及びそれぞれが所掌する業務について記載されているか。 内部管理部門は、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するため、顧客対応を行う部署とは別の部署とするなど、実効性のある態勢となっているか。 内部管理部門が顧客対応を行う部署と同じ部署である場合には、業務運営を確保するためにどのような代替措置をとっているか確認する。 内部監査部門は、十分な牽制機能が働く独立した態勢となっているか。 内部監査を実施できない場合、内部監査と同等の効果を持つ代替措置をとっているか。
<input type="checkbox"/>	貸付けの業務経験者の業務経歴書 常勤の役員のうちに貸付けの業務に三年以上従事した経験者がいるか。 営業所又は事務所ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が一名以上在籍しているか。